

# 第三期野木町建築物耐震改修促進計画

令和3年3月

野木町

# 目 次

## 第1章 基本方針

1 計画の背景と目的	1
2 耐震改修促進法の改正について	2
3 耐震計画の位置付け	2
4 計画の期間及び対象とする建築物	3

## 第2章 地震被害想定

1 被害履歴	4
2 自然条件	4～5
3 地震被害想定	5～7

## 第3章 耐震化の目標

1 耐震化の現状	8～11
2 耐震化の目標	11～13

## 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 震災に強いまちづくり	14
2 耐震化率向上のための取り組み	14～18
3 計画の推進に向けて	19

資料編	20～30
-----	-------

# 第 1 章 基本方針

## 1 計画の背景と目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災はこれまでの想定をはるかに超える巨大な地震と津波により、戦後最大の人命が奪われるなど甚大なる被害をもたらしました。この地震では津波による沿岸部の被害が大多数でありましたが、内陸部に属する栃木県内においても建築物等に大きな被害が発生し、野木町もその例外ではありませんでした。

さらに、南海トラフ地震や首都直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されています。

このような背景の下、平成 25 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」）が改正され、建築物の耐震化を促進する取り組みが一層強化されました。

県では、平成 19 年 1 月に耐震改修促進法に基づき、「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、それを受け、町でも平成 21 年 3 月に「野木町建築物耐震改修促進計画」、平成 28 年 3 月に「第二期野木町建築物耐震改修促進計画」を策定し、町内の住宅・建築物の促進に取り組んできました。

その結果、防災上重要な町有建築物についてはすべて耐震性を有することになりましたが、その一方で住宅や多数の者が利用する民間建築物は、耐震化が進んでおりません。

このため、耐震化の現状や課題を踏まえるとともに、国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成 18 年告示第 184 号。以下「国の基本方針」）及び令和 3 年に策定された「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」に基づき、令和 7 年度までを計画期間とする「第三期野木町建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

町は計画において、建築物の耐震化に対する施策、県及び関係機関との連携について明確化し、建築物の耐震化率の向上を図ります。

そして、計画終了までの 5 年間、地震被害軽減のために町内の住宅や多数の者が利用する民間建築物の耐震化に取り組むことを町の重要な責務として、安全・安心のまちづくりに努めていきます。

## 2 耐震改修促進法の改正について

平成 31 年 1 月の改正では、平成 25 年に改正された、多数の者が利用する大規模建築物等のうち、一定規模以上のものについて、耐震診断の実施と所管行政庁\*1 への結果報告が義務付けられたことや、耐震関係規定に適合しないすべての既存不適格建築物について、耐震化の努力義務が課せられたことに加えて、要安全確認計画記載建築物\*2の対象に、建物に附属するブロック塀等が追加となりました。

\*1 野木町においては栃木県知事が所管行政庁となります。（以下同じ）

\*2 要安全確認計画記載建築物については、資料編 資料 2 参照

## 3 耐震計画の位置付け

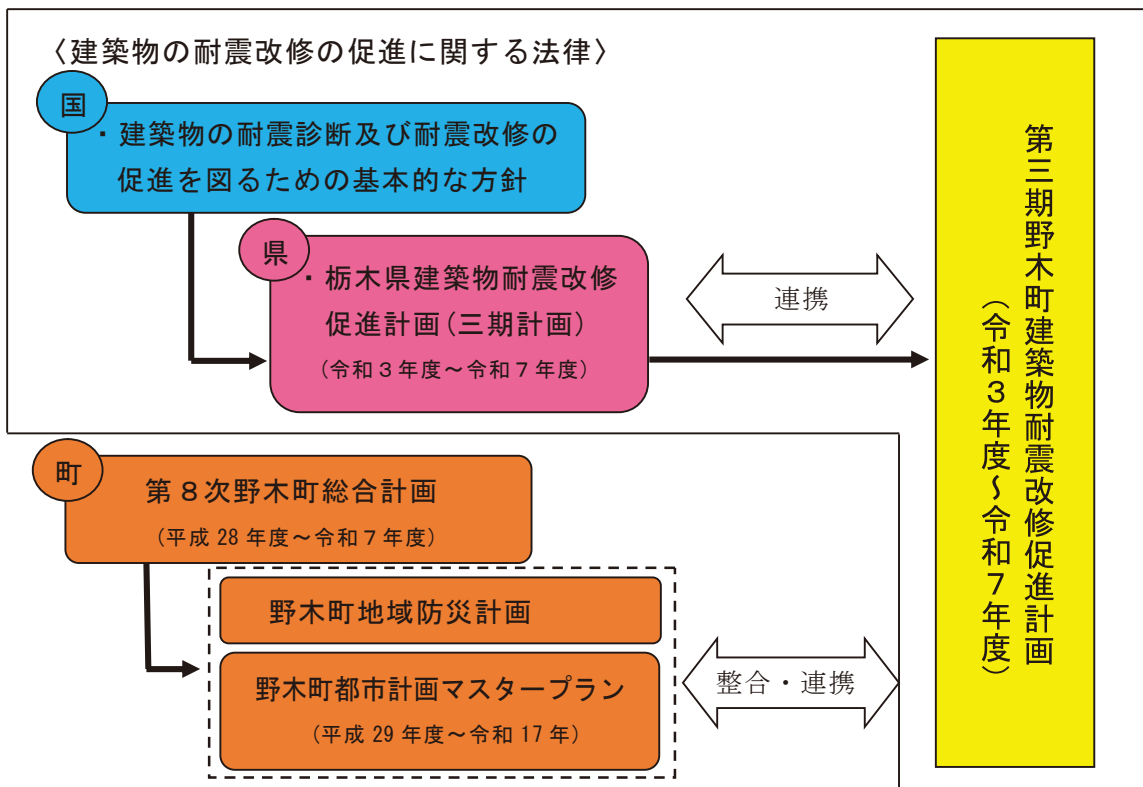
### (1) 法的な位置付け

耐震改修促進法では、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画策定を市町村の努力義務としています。この耐震改修促進法と国の基本方針及び「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）2021～2025」（以下、県計画）を勘案した「第三期野木町建築物耐震改修促進計画」を定めます。

### (2) 町の施策の位置付け

本計画は、上位計画であり町政の基本指針である「第 8 次野木町総合計画」との整合性を図ります。また、県計画と町の災害全般の防災対策等の基本方針である「野木町地域防災計画」及び都市計画の基本方針である「野木町都市計画マスタープラン」等と連携し、これらの計画との整合性を図ります。

### 【耐震計画の位置付け（イメージ図）】



## 4 計画の期間及び対象とする建築物

### (1) 計画期間

本計画の期間は、県計画を踏まえ、令和3年4月から令和8年3月までとします。

### (2) 対象区域

野木町全域とします。

### (3) 対象建築物

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物のうち、次に示すものとします。

#### 【耐震改修促進計画の対象建築物】

種 類	内 容
住 宅	・居住のある戸建住宅及び共同住宅（長屋住宅含む）
多数の者が利用 する 建 築 物	・耐震改修促進法第14条に定める特定建築物のうち、民間が所有する建築物
防 災 上 重 要 な 町 有 建 築 物	・野木町地域防災計画に位置付けられた「防災拠点」「指定避難場所」となる町有建築物

## 5 耐震診断・耐震改修の基準

建築物は、建築基準法に基づき、現行の耐震基準に適合させることが基本です。しかし、改修工事により完全に適合させることが困難な場合があり、その場合は現行の耐震関係規定に準ずる基準として国が定める技術指針\*に基づいて耐震診断、耐震改修を行います。

\*「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号（平成30年12月21日改定告示））

## 第2章 地震被害想定

### 1 被害履歴

過去に栃木県に影響を及ぼした地震は以下のとおりです。栃木県で明治以降、人や建物に被害を及ぼした地震としては、大正12年の関東大震災、昭和24年の今市地震、平成23年の東日本大震災があげられます。

本町に影響を与える海溝型地震としては、相模湾を震源とする関東大震災のほか、福島県沖～茨城県沖の地震、房総沖の地震が考えられますが、内陸にある本町との震央距離が大きく、過去に大きな被害の記録はありませんでした。しかし、東日本大震災においては、家屋の一部損壊等の被害が出ています。

#### 【栃木県における20世紀以降の被害地震】

西暦(和)	地震名	震災地	マグニチュード	主な被害
1923年9月1日 (大正12)	関東地震 (関東大震災)	関東南部	7.9	県内の最大震度5。負傷者3人、家屋全壊16棟、半壊2棟。
1949年12月26日 (昭和24)	今市地震	今市地方	6.2(8時17分) 6.4(8時25分)	今市を中心に被害。死者10人、負傷者163人、住家全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟。
2011年3月11日 (平成23)	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	東北から関東北部の太平洋沿岸	9.0	死者4人、負傷者133人、住家全壊261棟、住家半壊2,118棟(平成26年9月10日現在、消防庁調べ)。
2013年2月25日 (平成25)	栃木県北部地震	日光	6.2	人的被害無し。温泉宿泊施設一部破損6棟。

出典：栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）2021～2025

### 2 自然条件（地質・地盤）

本町は、全域にわたって概ね平坦であり、関東ローム層からなる土地です。

地形は北側から南側に緩やかに傾斜し、南流する河川や農業用水路が多数分布しています。また、町域の西方には思川と広大な水辺空間を構成する渡良瀬遊水地があり、思川を挟んで西部は沖積層の低地、東部は洪積層の台地となっています。沖積層は植壊土が大部分を占め、生産力も高く水田地帯となっています。洪積層は畑地帯となっていて、壊土ではありますが火山灰土であり、また、比較的地下水が低いいため、一部地域においては干ばつが頻繁に見られます。

町内では活断層は確認されておりませんが、国内の活断層は現在も活動しており、地震を起こす恐れがあります。近年では平成7年の兵庫県南部地震があり、県内では、昭和24年の今市地震があります。震源が浅いため、マグニチュードが比較的小さくても、大きな被害を受けることがあり、これらの地震は、プレート移動の大地震と比べ、発生する間隔がつかみにくくなっている傾向にあります。

その他、関東地方に係わる地震では、群馬・栃木県境や茨城県南部の群発地震があります。最近では、平成8年の茨城県南部の地震により、県内では負傷者や家屋など被害が出ており、平成23年の東日本大震災においては、県内で死者や家屋の全

壊等、野木町でも 367 棟<sup>\*1</sup>の一部損壊の被害が出ています。

<sup>\*1</sup> 出典：栃木県ホームページ「地震による被害状況（人的被害・住家被害・ライフライン・道路状況）及び避難状況」

### 3 地震被害想定

地震の規模、震源について、国<sup>\*</sup>では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、全ての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM（マグニチュード）6.9 を設定していることと、県の調査においても同様に、活断層が確認されていない地域で起こりうる最大級の地震としてM6.9を想定しています。

このことを考慮し、本計画では最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として、以下のケースを被害想定しています。

<sup>\*</sup> 首都圏直下地震対策専門調査会（2005 年）

#### (1) 想定条件

想定地震	地震規模（M）
野木町役場直下型	6.9

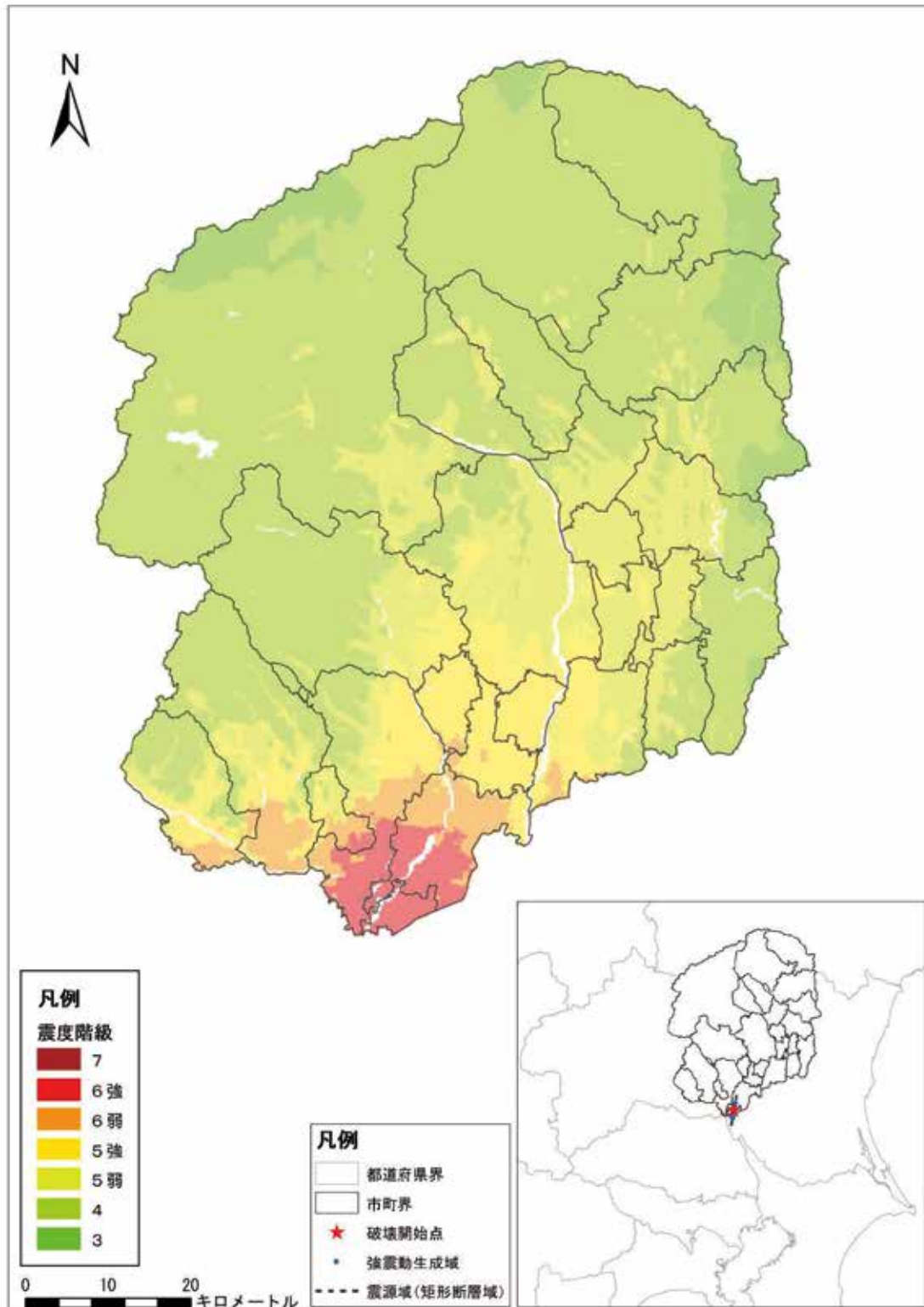
#### (2) 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることを考えられるため、以下のケースを設定しています。

ア 冬深夜	阪神・淡路大震災と同様の時間帯、多くの方が自宅で就寝中のため建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
イ 夏12時	オフィスや繁華街等多数の停留者が集中しており、自宅外で被災する人が多い。木造建築物滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬と比べて少ない。
ウ 冬18時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。（帰宅ラッシュと重なる時間帯）

【震度分布図】

野木町役場直下型



出典：栃木県地震被害想定調査「本編 地震動その2」（平成26年）



### (3) 予測結果の概要

掲載する被害想定について、人的被害及び火災による建物被害については、冬深夜、夏12時、冬18時における被害を、地震による建物被害については、被害が最も大きくなる冬深夜における被害を、それ以外の項目は、一部を除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬18時における被害を想定しています。

なお、想定被害の状況は、野木町の被害としています。

#### 【想定される被害の概要※】

##### ・人的被害及び火災による建物被害

項 目		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
人的被害	死者（人）	159	102	126
	負傷者（人）	1,011	674	746
	重傷者（人）	258	162	190
	軽傷者（人）	753	512	557
	要救助者（人）	537	362	405
火災による建物被害	出火件数（件）	4	4	9
	残出火件数（件）	2	2	6
	焼失棟数（棟）	113	60	339

##### ・地震によるその他の被害

項 目		被害状況
全壊建（棟） （冬深夜）	液状化	5
	地震動	2,402
	土砂災害	0
半壊建物（棟） （冬深夜）	液状化	16
	地震動	2,964
	土砂災害	0
ライフライン被害 （冬 18 時）	上水道 断水人口（直後）（人）	22,458
	下水道 支障人口（直後）（人）	8,488
	電力 停電件数（直後）（件）	4,662
	通信 不通回線数（回線）	3,838
避難者数（人） （冬 18 時）	避難者数（当日・1日後）	
	避難所避難者	3,899
	避難所外避難者	2,600

※ 出典 栃木県地震被害想定調査「本編 被害想定結果」（平成26年）

### 第3章 耐震化の目標

#### 1 耐震化の現状

前回計画策定時の平成27年度（平成28年3月）から令和2年度までの耐震化率<sup>※1</sup>の実績は、以下のとおりです。

#### 【耐震化の状況】

種類	計画策定時 <sup>※2</sup>	R2年度 目標	R2年度実績 (見込み)
住宅	79.5%	95.0%	86.6%
多数の者が利用する建築物 <sup>※3</sup>	79.5%	95.0%	97.4%
法第14条1号	77.4%	95.0%	97.0%
法第14条2号	100.0%	—	100.0%
法第14条3号	0%	—	100.0%
防災上重要な町有建築物	45.5%	—	100.0%

※1 耐震化率（新耐震基準で建築された建築物と新耐震基準施行以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合するものの合計が全体に占める割合を言い、下記の式で算出している。）

耐震化率（%）＝（新耐震基準施行以後に建築された建築物の棟（戸）数＋新耐震基準施行以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合する棟（戸）数）÷全建築物棟（戸）数×100  
全建築物棟（戸）数は、住宅の場合空き家は含まない。

※2 計画策定時の耐震化率の基準年度については、住宅は平成15年度、多数の者が利用する建築物は平成20年度、防災上重要な町有建築物は平成20年度となる。

※3 耐震改修促進法第14条第1号から第3号（抜粋）

- 1 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム  
その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 2 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 3 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

なお、面積要件についての記載は、資料2 耐震改修促進法における規制対象一覧を参照。

## (1) 住宅

令和2年度の耐震化率は86.6%と推測され、全戸数約10,430戸\*に対し、約9,030戸が耐震性を有し、耐震化を必要とされる住宅は約1,400戸と推測されます。なお、目標値95.0%を達成できなかった要因の一つとして、耐震改修が進まなかったことが挙げられます。町では耐震改修等に係る費用に対する補助制度を設けていますが、引き続き住民への周知を強化していく必要があります。

\* 「住宅・土地統計調査（直近は平成30年度）」及び「栃木県統計年鑑（2018）」の世帯数に基づく推計値。

## (2) 多数の者が利用する建築物

令和2年における町内の総数は39棟\*であり、そのうち耐震性を有する建築物は38棟（耐震化率97.4%）となっています。

前回計画策定時から令和2年度までに耐震化率が向上した要因として、建築物の取り壊しや建替えが挙げられます。また一方で、耐震化されていない建築物について耐震改修時期が未定であるため、想定される大規模地震による被害が懸念されており、耐震化の促進が課題となっています。

\* 野木町令和2年度家屋台帳（令和2年1月1日時点）により調査

## (3) 防災上重要となる町有建築物

対象となる建築物は23棟で、そのうち新耐震基準建築の建築物は11棟、耐震診断の結果、耐震性あり（耐震改修不要）が4棟、残る8棟については平成27年度末までに耐震改修が完了しているため、対象となる建築物は全て耐震化されています。

【防災上重要となる町有建築物】

	名 称	建築年月	延床面積 (㎡)	建築物階数	構 造*
1	野木町役場庁舎本館 (防災拠点)	S47. 7	2,686	3F	RC 造
2	野木町文化会館「エニスホール」 (防災拠点、指定避難所)	H 7. 1	5,975	5FB1	RC・S 造
3	野木中学校校舎 (指定避難所)	H10. 11	6,858	3F	RC 造
4	野木中学校体育館 (〃)	H12. 12	5,828	2F	S 造
5	野木中学校体育館 (〃)	S44. 3	974	2F	S 造
6	野木第二中学校校舎 (〃)	H 2. 3	5,828	3F	RC 造
7	野木第二中学校体育館 (〃)	H 2. 3	2,640	2F	S 造
8	友沼小学校校舎 (〃)	S50. 3	2,380	3F	RC 造
9	友沼小学校校舎 (〃)	S50. 3	524	3F	RC 造
10	友沼小学校体育館 (〃)	S53. 2	831	2F	S 造
11	野木小学校校舎 (〃)	H18. 11	3,156	2F	RC 造
12	野木小学校体育館 (〃)	H19. 3	1,019	2F	S 造
13	南赤塚小学校校舎 (〃)	S49. 3	2,537	3F	RC 造
14	南赤塚小学校校舎 (〃)	S55. 3	1,800	3F	RC 造
15	南赤塚小学校体育館 (〃)	S51. 12	777	1F	S 造
16	佐川野小学校校舎 (〃)	S50. 3	2,397	3F	RC 造
17	佐川野小学校体育館 (〃)	S54. 1	842	2F	S 造
18	新橋小学校校舎 (〃)	S59. 2	4,737	3F	RC 造
19	新橋小学校校舎 (〃)	H 2. 3	1,654	3F	RC 造
20	新橋小学校体育館 (〃)	S59. 2	1,236	2F	S 造
21	野木町公民館 (〃)	S52. 1	2,091	2F	RC 造
22	野木町体育センター (〃)	S52. 1	1,933	3F	RC 造
23	野木町老人福祉センター「ホープ館」(〃)	S57. 3	1,166	2F	RC 造

◆本計画では、防災上重要な町有建築物を野木町地域防災計画で位置づけられている上記に示す「防災拠点」及び「指定避難所」とします。

◆野木町役場庁舎本館が被災し防災拠点としての機能を失った場合、エニスホールが防災拠点となります。

\* RC 造→鉄筋コンクリート造、S 造→鉄骨造

【耐震診断の結果、耐震改修不要 (IS 値 0.7 以上) となる昭和 56 年 6 月以前建築の町所有建築物】

施設	名 称	建築年月	診断年度	診断 IS 値
庁舎 全 2 棟	野木町公民館	S52. 1	H19	0.93
	野木町体育センター	S52. 1	H19	1.15
小学校 全 2 棟	佐川野小学校体育館	S54. 1	H18	0.88
	南赤塚小学校体育館	S51. 12	H18	0.80

### 【耐震診断後、耐震改修をした昭和 56 年 6 月以前建築の町有建築物】

施設	名 称	建築年月	改修前 IS 値*1	改修年度	改修後 IS 値
庁舎	野木町役場庁舎本館	S47.7	0.45	H25	0.96*2
中学校	野木中学校体育館	S44.3	0.47	H24	1.13
小学校 全 6 棟	友沼小学校校舎（管理教室棟）	S50.3	0.45	H22	0.75
	友沼小学校（特別教室棟）	S50.3	0.43	H22	0.95
	友沼小学校体育館	S53.2	0.14	H23	0.75
	佐川野小学校（管理教室棟）	S50.3	0.48	H22	0.76
	南赤塚小学校（教室棟）	S49.3	0.38	H22	0.77
	南赤塚小学校（管理教室棟）	S55.3	0.50	H22	0.71

\*1 IS 値 建物の耐震性を判断するための数値（構造耐震指標）。耐震改修促進法では耐震指標の安全基準を 0.6 以上、文部科学省では学校としての特殊性と地域の避難場所としての機能を加味し、安全基準を 0.7 以上としています。

\*2 野木町役場庁舎本館は防災拠点となっているため、国土交通省で定めた官公施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日）に基づき補強目標 IS 値を 0.9 以上としています。

## 2 耐震化の目標

### (1) 国の動向と県計画

国の研究会\*1では、平成 30 年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者が積極的な取組みを行うことを求めるとともに、現在設定されている目標\*2を 5 年間スライドさせて設定（令和 7 年 95%、令和 12 年に耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することを提案しており、県計画でも、耐震化の現状や国の考え方を踏まえ、令和 7 年度までに 95%にすることを目標としています。

\*1 住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会

\*2 令和 2 年 95%、令和 7 年に耐震性を有しない住宅のおおむね解消

### (2) 町の目標

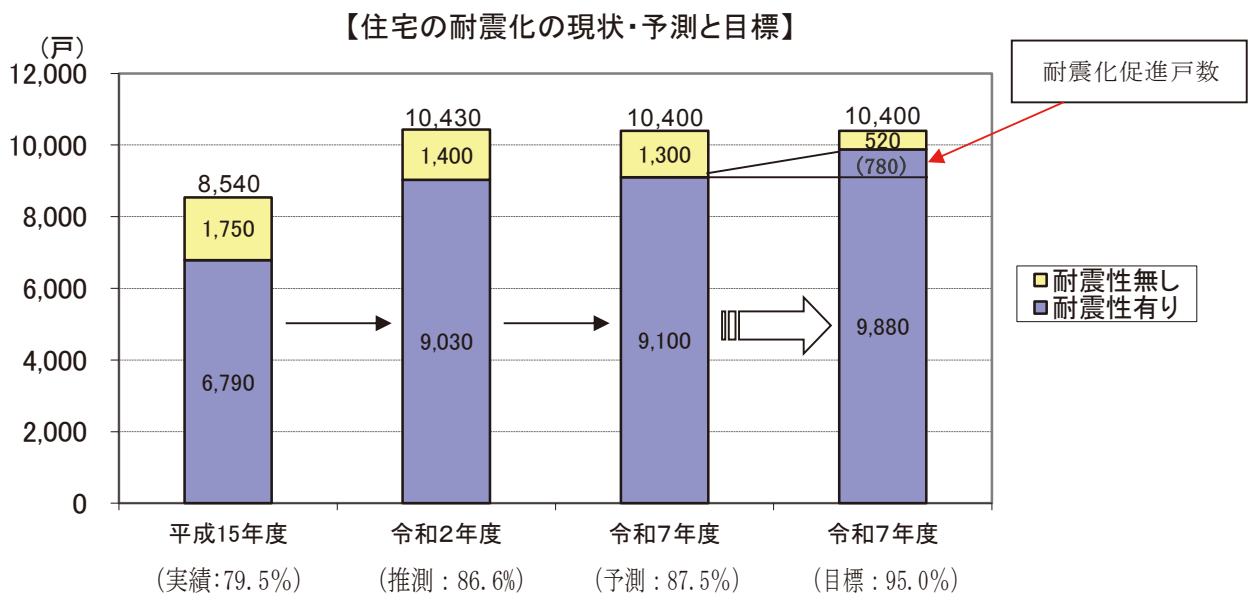
町では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と近年における大規模地震発生被害の懸念を考慮し、耐震化率の目標を国と県の目標に基づき、令和 7 年度までに住宅の耐震化率を 95%、多数の者が利用する民間建築物の耐震化率を 100%にすることを目標とします。

【建築物種別毎の耐震化の現状と目標一覧】

種 別	現状 (R2 年度)	目標 (R7 年度)
住宅	86.6%	95%
多数の者が利用する建築物* (耐震改修促進法第14条1号)	97.0%	100%

\* 8頁\*3を参照

(3) 一般住宅の耐震化の目標値



令和2年度の耐震化率は86.6%と推測され、地震に対する安全性が不足する住宅は約1,400戸あると推測されます。

令和7年度における、居住世帯のある住宅総数は約10,400戸となり、耐震性を有する住宅戸数は建替えや新築等によって耐震化が進み、約9,100戸になると予測されます。

なお、目標達成(95%)のためには、約780戸について、耐震改修等を促進する必要があります。

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標値

国の基本方針及び県計画では、耐震化率を95%とすることを目標としており、野木町の耐震化率はこれを満たすものとなっていますが、多数の者が利用する建築物は、震災による倒壊被害が甚大になる恐れがあります。そのため、町では令和7年度までに耐震化率を100%にすることを目標とし、重点的に耐震診断・耐震改修を誘導し、建築物の耐震化を促進します。

(5) 防災上重要な町有建築物の耐震化の取り組み

町有建築物のうち、災害時の避難所、被害状況の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な建築物は、平成 27 年度までに耐震診断及びその結果に基づく耐震改修を行い、耐震化率は 100%になっています。

## 第4章 耐震改修の促進

### 1 災害に強いまちづくり

地震による建築物の倒壊は大きな被害を引き起こします。たとえ個々の建築物が耐震化されていたとしても周辺の建築物が耐震化されていなければ、地震発生時にその地域全体が被災する可能性があります。耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず、建築物の所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持ち、地域全体の建築物の耐震化に取り組むことが大切です。町はこうした所有者等の取り組みをできる限り支援し、耐震改修を進めるための環境整備や負担軽減のための制度の創設など、耐震化を促進するための施策を行う必要があります。

### 2 耐震化率向上のための取り組み

#### (1) 安心して相談できる窓口の設置

住民に対し耐震診断・耐震改修に関する各種補助制度の周知、住宅に係る耐震改修促進税制の相談、耐震診断機関の紹介などの相談しやすい窓口を都市整備課に設けます。

#### (2) 耐震化の必要性の普及と啓発

##### ア 普及啓発の促進

耐震改修の必要性やその効果及び耐震改修促進計画を周知し、町民に普及啓発していきます。また、県作成のパンフレットを今後も活用すると共に、町でも独自のパンフレットを作成します。

##### イ 耐震アドバイザーの派遣

町から専門家の派遣を依頼し、耐震診断、耐震改修に関して技術的なアドバイスをを行います。また今後、利用の申し込みからアドバイスを行うまでの流れを明確化するなどし、所有者等が安心して利用できる制度を引き続き行います。

対象、費用
対 象：戸建て専用住宅又は店舗併用住宅のうち居住部分の床面積が延床面積の1/2以上を占める住宅 派遣費用：無料

##### ウ 広報誌・ホームページの活用

現在、県ホームページ等にて耐震診断・耐震改修に関する情報を広く発信しておりますが、野木町においても、こうした情報を広報誌やホームページに掲載していきます。



## エ 関係団体との連携

### ① 耐震普及ローラー作戦の実施

昭和56年5月31日までに着工された旧耐震基準による住宅の所有者を対象に耐震化の必要性を周知するため、県と連携して戸別訪問を実施し、普及啓発を行います。

### ② 出前講座の開催

県では、地震に対して備えることの重要性を伝えるために、「地震に強い住まいづくり」をテーマに出前講座を実施しています。町はこの出前講座を活用し耐震化の普及啓発を行います。

### ③ リフォーム時に併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp>)の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

## (3) 耐震診断・耐震改修に関する支援

### ア 木造住宅に関する支援

木造住宅における耐震化率の向上のため、平成22年度より国費及び県費を活用した事業を実施しています。また今後、建替えを促進していくための施策についても検討します。

#### 【民間木造住宅を対象とした耐震診断・耐震改修補助事業一覧】

名 称	概 要	補助対象*1、補助額等
木造住宅耐震診断事業	耐震診断士を派遣し、耐震診断の実施及び知識の普及を図る	対 象：木造2階建て以下の賃貸を目的としない住宅 診断費用：無料
木造住宅耐震改修等補助事業	耐震改修及び耐震建替え工事の費用の一部を助成する。	対 象：耐震診断を受けた住宅が耐震診断結果に基づき、補強計画策定と併せて行う耐震改修工事及び耐震建替え工事 補助額：補助率4/5、上限1,000,000円

\*1 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅であることが前提となります。

### イ 住宅に係る税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した場合、所得税の特別控除が可能です。町は所有者が税制の特別措置を円滑に活用できるよう情報提供を行います。

#### ウ 多数の者が利用する建築物への取り組み

倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きい建築物などは、地震時に被害を受けた場合の影響を考慮し、町では、速やかな耐震診断・耐震改修を所有者に求めていきます。また、必要に応じた補助制度を検討します。

#### (4) ブロック塀等の撤去に関する支援

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災、M9.0）では、栃木県内で11,000件以上のブロック塀・石塀等の倒壊が発生しました。

身近にあるブロック塀等の中には、見かけは丈夫なものでも地震により倒壊してしまうものもあります。

ブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出たり、避難や救助・消火活動に支障をきたすことになるため、ブロック塀等の安全対策について普及啓発します。

また、避難路※として使用する道路に面するブロック塀等については、地震によるブロック塀等の倒壊、転倒の事故を未然に防止し、町民の安全・安心を確保するため、危険なブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。補助対象については、野木町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱内で定める道路に面しているものとします。

#### 【ブロック塀等撤去費補助金交付制度概要】

名 称	概 要	補助対象、補助額
ブロック塀等撤去費補助事業	野木町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱で定める道路沿いのブロック塀等を撤去する費用の一部を助成する。	対 象：地盤面からの高さ80センチメートル以上のブロック塀等（コンクリートブロック造、れんが造、石造の塀等）で、「野木町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱」に定められる基準に適合しない項目が一つでもあるもの。 補助額：補助率2/3、上限150,000円 工事費用又はブロック塀等の長さメートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか低い額

#### (5) 野木町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画における住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、野木町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定します。

毎年度、耐震化促進事業の具体的な取組と支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

※野木町建築物耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路で、町内区域内に存する建築基準法第42条に規定する道路または通学路とする。

(6) その他の施策

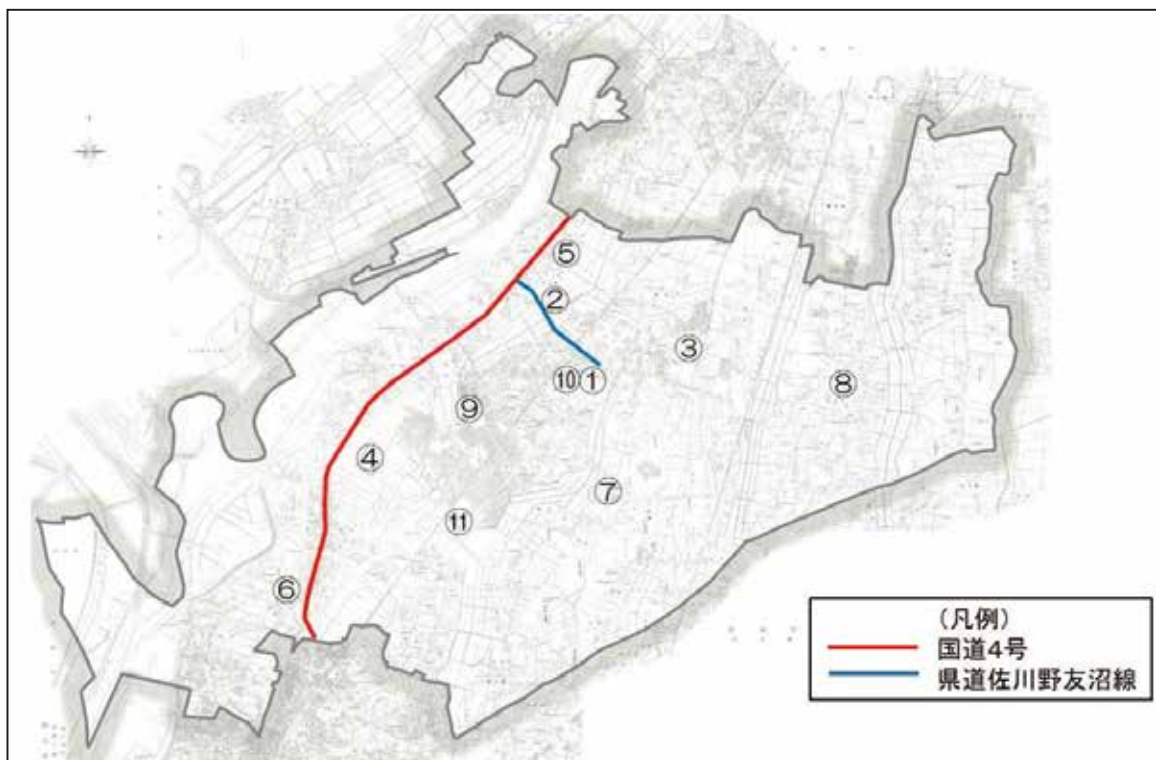
ア 県が指定する緊急輸送道路

「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）2021～2025」では、地震発生時に閉塞を防ぐべき路線（耐震改修促進法第5条第3項第3号）を以下のとおり指定しています。

種 別	説 明
第1次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路

町内においては、第1次緊急輸送道路に「国道4号」、第2次緊急輸送道路に「一般県道 佐川野友沼線」が指定されています。

【地震発生時に通行を確保すべき道路及び防災上重要な施設分布図】



(防災上重要な施設)

- ① 野木町役場庁舎 ② エニスホール ③ 野木中学校 ④ 野木第二中学校  
⑤ 友沼小学校 ⑥ 野木小学校 ⑦ 南赤塚小学校 ⑧ 佐川野小学校 ⑨ 新橋小学校  
⑩ 野木町公民館・野木町体育センター ⑪ ホープ館

## イ 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時における被害を軽減するため、住宅等の構造体以外についても、特定行政庁※と連携して以下の対策を行います。

※ 栃木県知事

### ① 家具の転倒防止対策

近年の震災では、地震による建築物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって負傷したり、避難が遅れるなどの人的被害が発生しています。そのため、一般家庭での家具転倒防止策の重要性について啓発を行います。

### ② 店舗等の商品陳列棚の転倒防止対策

物品販売店の商品陳列方法によっては、地震による揺れに極めて弱くなっている場合もあり、僅かな振動においても商品が落下したり、棚が倒れたりするなどした結果、店内にいる人に危険が及んだり、商品が大きな損害を受ける恐れがあります。

そのため、建築物の所有者等に対し、適正な維持管理を求めるための啓発を行います。

### ③ 天井の脱落防止対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生しました。これらを踏まえ、新築建築物等の大規模な天井脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そのため、新しい基準や脱落の危険性を周知します。

### ④ エレベーター等の安全対策

東日本大震災でのエレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーター脱落被害を受け、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

そのため、新しい基準や危険性を周知します。

### ⑤ その他の対策

地震は時と場所を選ばないことから、建築物の耐震改修に先立つ当面の応急的な地震対策として、比較的安価な費用で建物倒壊から安全性の確保が図られる耐震シェルターや建築物の除却等の支援策を検討していきます。

### 3 計画の推進に向けて

#### (1) 計画の推進体制

建築物の所有者等と町は次に掲げるそれぞれの役割を分担することにより、計画を着実に実施します。

##### ア 建築物の所有者等の役割

建築物の地震に対する安全性の確保とその維持管理に努めます。また、多数の者が利用する建築物の所有者等は建物利用者の人命を預かっており、当該建築物が倒壊することによって周囲に与える影響が特に大きいことについて自覚と責任感を持って建築物の耐震診断・耐震改修を行います。

##### イ 町の役割

建築物の耐震化の必要性を普及啓発するとともに、耐震化補助に関する情報を町民に発信し耐震化を支援します。また、建築物の所有者等が行う耐震診断や耐震改修等に対し、費用負担の軽減を図るなどの支援を引き続き行います。

#### (2) 計画の見直しについて

本計画は令和3年4月から令和8年3月までですが、耐震化の進捗状況や社会経済状況の変化、関連計画及び法律の改定等に対応するため、一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画を見直します。

#### (3) 耐震改修促進法に基づく指導・助言の実施

平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震基準に適合していないすべての住宅・建築物に対して、耐震化の努力義務を課しました。これを受け、県は必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導や助言等を行うこととしています。

野木町においても、県と連携して耐震化を促進します。

# 資料編

## 資料1 耐震改修促進法改正の概要

平成31年1月1日に施行された、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正耐震改修促進法）の主な改正点は以下のとおりです。

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行  
 平成18年1月26日改正法施行  
 平成25年11月25日改正法施行  
 平成31年1月1日改正改定施行

**国による基本方針の作成**

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針 ○相談体制の整備等の啓発、知識の普及の方針 ○耐震診断、耐震改修の方法（指針） ○ブロック等々の安全対策

**都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成**

- 建築物の耐震診断及び改修の目標 ○目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村） ○防災拠点建築物の指定（都道府県）

**(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置**

**指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）**

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

**指示・公表対象**

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

**耐震診断の義務付け・結果の公表**

**要緊急安全確認大規模建築物**

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

**要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）**

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

**(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置**

**耐震改修計画の認定**

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

**区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定**

- ・大規模な耐震改修を行う場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

**耐震性に係る表示制度（任意）**

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

**耐震改修支援センター**

耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

**補助等の実施**

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

## 資料2 要安全確認計画記載建築物

### 耐震改修促進法の改正の概要（施行：平成25年11月25日 ※一部、平成31年1月1日施行改正改定内容）

**② 要安全確認計画記載建築物**

**イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物** ← 都道府県又は市町村が避難路を指定

<対象建築物>

1. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
2. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ25mを超えるもの）（右図2参照）  
※平成31年1月1日施行の改正改定で追加

ただし、1、2共に、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

**ロ 防災拠点建築物** ← 都道府県が指定

<対象建築物>

庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルなども位置づけが可能

**図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物**

**図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀**

**耐震診断結果の報告期限**

イ、ロ共に  
地方公共団体が定める日まで

資料3 耐震改修促進法における規制対象一覧

耐震改修促進法における規制対象一覧				
※義務付け対象は旧耐震建築物				
用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	



## 資料4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年国土交通省告示第184号)

(最終改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号)

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

#### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

#### 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

#### 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

#### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

#### 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

#### 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

#### 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建

建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

## 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域

を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促

進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則

で定めることができることに留意すべきである。

## ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

### 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。





## 第三期野木町建築物耐震改修促進計画

令和3年3月

発行 野木町

編集 野木町建築物耐震改修促進計画策定委員会

〒329-0195

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

野木町産業建設部都市整備課

TEL 0280-57-4161